

【資料6】

(案)

奈良県いじめ防止基本方針

令和 年 月

奈良県

目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための基本的な事項	3
1 いじめとは	3
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
第2章 いじめの防止等のために県が実施する取組	11
1 奈良県いじめ対策連絡協議会の設置	11
2 教育委員会における附属機関の設置	11
3 教育面で実施すべき施策	11
第3章 学校が実施する取組	15
1 学校いじめ防止基本方針の策定	15
2 学校におけるいじめの防止等のための取組に係る評価	15
3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化	15
4 学校におけるいじめの防止等に関する措置	16
第4章 家庭における取組	19
1 家庭における教育	19
2 学校等によるいじめの防止等のための措置への協力	19
3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携	19
第5章 地域や関係機関等における取組	20
1 地域における取組	20
2 関係機関等における取組	20
第6章 重大事態への対処	21
1 基本的な取組	22
2 学校又は学校の設置者（教育委員会及び学校法人）による調査	22
3 調査結果の報告を受けた知事等による再調査及び措置	25
第7章 その他	26

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題です。このため本県では、全ての児童生徒の尊厳を守るため、これまで人権教育を教育の大きな柱と位置付け、いじめの防止や早期発見等の取組を進めてきたところです。

「自分はかけがえのない存在である」と感じることで、あるいは他の人の大切さを認めること、また、多様な見方や考え方を受け入れることは、生きていく上で、何よりも重要です。他者から愛され信頼されているという環境の中で、自分の良さを実感し、自分は周囲の人に役立っていると思える気持ちをもつことは、自分や相手を大切にしようとする姿勢につながり、いじめを許さない態度につながります。また、善悪を正しく判断し、自他の尊厳を守るため、自信をもって行動できる力を身に付けさせることは、教育において最重要であると考えます。

本県では、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、

- ① 就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高める取組を推進し、いじめをしない・いじめをさせない・いじめを許さない子どもを育成すること、
 - ② 家庭や学校とともに、地域や子どもに関わる機関等が連携・協働し、子どもの「生き抜く力」を育むこと、
 - ③ いじめを生まない環境づくりを推進することにより、いじめの未然防止に取り組むこと、
 - ④ いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭・学校、地域や子どもに関わる機関等が積極的に連携協力し、早期対応を図ること、
 - ⑤ 家庭・学校・地域において、大人がその責任と役割を明確に自覚し、決していじめを許さず、子どもをいじめから守り抜く姿勢を貫くこと、
- を基本的な考え方とし、平成28年3月に「奈良県いじめ防止基本方針」を~~まとめるとともに、~~策定しました。

この策定から4年が経過し、その間に国では、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定がなされ、いじめ事象の防止や早期発見、早期対応について、より進んだ考え方が示されてきました。

そこで、県は、これらの変化に対応し、より一層効果的にいじめ防止政策を進めていくための指針となるよう、令和元年度において「奈良県いじめ防止基本方針」を改定することとし、併せて、「(第2期)奈良県教育振興大綱」にも反映させていくこととします。

この方針は、本県のこれまでの取組に加え、~~新たに調査等によるエビデンスをもとに~~、更なるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための具体的な対策等を示しています。

今後、この方針の下、~~具体的な施策を総合的かつ効果的に~~ いじめの問題の克服に向けた施策や活動を総合的かつ効果的に展開し、「(第2期)奈良県教育振興大綱」が掲げる「育人～県民一人一人が学び、育ち合い、潜在力を最大限引き出す～」の基本理念の実現を目指し、「知」「徳」「体」の調和がとれた人づくりを推進してまいります。

第1 いじめの防止等のための基本的な事項

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの定義を確認します。

<いじめの定義> 「いじめ防止対策推進法」より

~~—(定義)—~~

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じる事

(2) いじめ認知についての考え方

いじめの認知について正しく認識することは、いじめの未然防止、早期発見の上で大変重要です。「いじめの認知」に関するポイントは、文部科

学省初等中等教育局児童生徒課長通知（平成27年8月17日付け27初児生第26号）をもとにまとめると、以下のとおりです。

<いじめ認知に関する考え方>

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものです。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷つける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、成長の過程で様々な失敗を経験し、その中にはいじめに該当するものもしばしば含まれます。
- (2) いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。
- (3) 児童生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する必要があります。
- (4) 学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要です。いじめを初期段階のものも含めて積極的に把握することが、その解消に向けた取組に努めているといえます。

(3) いじめ防止推進における留意点

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するという特徴が見られます。

教員及び教育行政に携わる者は、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断することが必要です。

さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。

また、いじめられている児童生徒が、相談しにくい状況にあること、そして一方では、気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努めなければな

りません。

いじめをした児童生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめをする背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを充実させることが必要です。

指導に当たっては、関係する児童生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、児童生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮しなければなりません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要です。

また、特別な支援を必要とする児童生徒等は、いじめられる対象やいじめめる側になりやすいので、保護者との連携を密にし、適切な配慮を行うことが重要です。

(4) いじめの解消についての考え方

いじめが安易に解消したと判断され、その後の対応がなされていない現状もあることを受け、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの「解消」の定義が規定されています。

<いじめの解消の定義> 「いじめの防止等のための基本的な方針」

(平成29年3月文部科学大臣改定) より

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児

童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

~~2 いじめの現状~~

~~本県では、平成27年1月、約5,000名の県内公立小中高等学校の児童生徒を対象に、奈良女子大学と連携の上、「こころとからだの健康」プロジェクト研究に関する調査を実施し、奈良県の子どもたちのいじめ等に係る実態を分析しました。~~

~~以下の「調査結果1」～「調査結果6」については、当該調査結果とその分析です。~~

~~※ 資料全面削除~~

3 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」においては、いじめに対する措置として以下のように規定されています。

<いじめに対する措置> 「いじめ防止対策推進法」より

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

これらの考え方を踏まえ、本県においていじめ防止等を推進していくためには、以下のような点に留意しながら進めていきます。

(1) いじめの未然防止

いじめ防止等のためには、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、全ての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう努めなければなりません。そして、児童生徒の理解に重点を置き、学校と家庭や地域、関係機関等と連携した指導体制を構築し、いのちの尊さや他者との関わり、人間としての生き方を学ぶ「いのちの教育」を推進する必要があります。

全ての児童生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない・許さない社会をつくるために、地域の教育力を高めることが重要です。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要です。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多く、また、いじめをする側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつことが必要です。したがって些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの発見に努めることが重要です。

○ 主な取組の例

- ・ いじめの防止等に係る教職員の資質能力向上に必要な研修を実施
- ・ 事例検討等の取組の推進
- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- ・ 児童生徒がいじめを訴えやすい教育相談体制の整備
- ・ 学校内外の教育相談窓口の周知

(3) いじめへの対処

いじめと認められた場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。

また、家庭や教育委員会（私学においては設置者及び県教育振興課）への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関との連携が必要です。

このため、平素より、組織的な対応を可能とするような体制整備を行わなければなりません。

○ 主な取組の例

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門家や相談機関等との連携

- ・ 「個人別生活カード」等による記録の徹底と活用

記録の目的：子ども一人一人の記録を徹底することで、個々の指導や支援の在り方を見直し、また教職員の情報共有を図る。

記載事項の例：把握した客観的な事実や事象、指導・支援した具体的内容、面談や家庭訪問等での児童生徒や保護者の発言、特別な配慮を行った際の具体的事項、警察や関係機関等との連携の内容等

(4) 地域や家庭との連携

児童生徒の健やかな成長とよりよい学びのためには、平素から学校が積極的に地域や家庭と連携していくことが望まれます。

保護者は子どもの教育について第一義的責任を有します。しかし、家庭において社会的な規範意識等を養うためには、地域との連携が重要です。

P T Aや地域の関係団体が、いじめ問題を含めた児童生徒の現状について共通理解し、家庭や学校と連携し協働で取り組むことが不可欠です。

本県においては、現在、豊かな教育環境の創出を目指す「地域と共にある学校づくり」を教育活動の基盤の一つとしています。子どもが出すS O Sを地域の大人が受け止めることで、いじめや虐待の防止につながる例も、少なからずあります。いじめの防止等に向けて、学校が地域や家庭と一体となり、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる体制づくりを進めることが重要です。

○ 主な取組の例

- ・ 地域の人々による学校運営への参画・協働を推進
- ・ 子どものボランティア活動や地域行事への積極的な参画を推進

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、学校や学校の設置者（教育委員会及び学校法人）の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関等との適切な連携が必要です。そのためには平素から関係機関の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築しておくことが重要です。

○ 関係機関等の例

県警察、こども家庭相談センター、法務局

医療機関等の民間団体

第2 いじめの防止等のために県が実施する取組

県は、いじめの防止等の対策を推進するため、県民と一体となった取組を推進します。

また、県教育委員会は、いじめの防止等の施策を主体的に展開し、学校と一体となって取り組んでいきます。

1 奈良県いじめ対策連絡協議会の設置 開催

いじめの防止等に ~~の~~ための対策の推進、並びに関係する機関及び団体の連携を図るため、~~(仮称)~~「奈良県いじめ対策連絡協議会」を設置し、定期的にこれを開催します。その構成員は、学校、教育委員会、こども家庭相談センター、法務局、県警察など実情に応じて決定します。

2 教育委員会における附属機関の設置

奈良県教育委員会といじめ対策連絡協議会との円滑な連携の下に、奈良県いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関として ~~(仮称)~~「奈良県いじめ対策審議会 委員会」を設置します。

3 教育面で実施すべき施策

- ~~（1）人権意識を高める取組の推進~~
 - ~~例．人権教育学習資料集の作成~~
- ~~（2）道徳性と自尊感情を高める取組の充実~~
- ~~（3）いじめと不登校の未然防止・早期発見及び「いのちの教育」等の教育手法を研究・試行することを目的とした調査研究事業の展開~~
 - ~~例．いじめと不登校問題等における実態調査事業~~
 - ~~いじめや不登校等への迅速な対応を目指した緊急対応マニュアルの作成~~
- ~~（4）自己実現を図り「社会的なリテラシー」（社会の中で生きていくために必要な包括的・総合的な資質・能力）を培う「シティズンシップ教育」（社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるための市民性を育てる教育）を推進するためのプログラムや手法の開発~~
- ~~（5）体験活動や児童生徒が自主的に行う活動の支援・推進~~

- ~~(6) いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制の整備~~
- ~~(7) 教員の資質能力の向上、生徒指導体制等の充実~~
 - ~~例. 児童生徒理解を深めるための研修の実施~~
- ~~(8) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の充実とその資質向上を目指した研修の実施~~
- ~~(9) ネットいじめ等を含めた警察及び法務局等と連携したいじめ防止の体制整備~~
- ~~(10) 学校と家庭・地域が組織的に連携する体制整備~~
 - ~~例. 地域コミュニティの構築~~
 - ~~保護者を対象とした啓発資料の作成~~
 - ~~関係機関や地域の関係団体等との協力体制の構築~~
- ~~(11) いじめの防止等のために必要な財政上の措置~~

【(第2期)教育振興大綱の文章と差し替える。以下は、現行の文章】

(1) 未然防止の取組

児童生徒の良好な人間関係を築く力や道徳性、自尊感情等を育成するため、シティズンシップ教育や地域と連携したボランティア活動等を通じた学びを推進し、児童生徒の社会的なリテラシー（社会の中で生きていくために必要な包括的・総合的な資質・能力）の向上や規範意識の醸成に努めます。

また、いのちの尊さや他者との関わり、人間としての生き方を学ぶ「いのちの教育」を推進します。さらに、不登校や中途退学の未然防止の前提として全ての児童生徒が楽しく通うことができる魅力ある学校づくりを推進します。

(2) 早期発見・早期対応

「いじめ、不登校、暴力行為等」の早期発見のためには、教職員や保護者、地域住民等が連携し、児童生徒の些細な変化に気付くことが大切です。そのため、教職員の対応力向上や定期的なアンケート調査の実施、学校内外の教育相談窓口の周知などの体制整備等に努めます。

(3) 組織的・計画的支援体制づくり

困難を抱える児童生徒には、支援のためのシートを作成するなど、個々

の児童生徒に合った支援計画を策定し、関係者による組織的・計画的な支体制づくりを行います。

いじめや児童虐待等が認められる場合は、学校は直ちに児童生徒の安全確保を行うとともに、「個人別生活カード」等を活用し、関係機関と適切な連携を図りながら対応を行うことができるよう、校内体制を整備・充実します。

(4) 学校における教育相談機能の充実

教育相談を必要とする全ての児童生徒が適切な教育相談等をうけることができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の配置、学校の教育相談を推進するコーディネーターの資質の向上など、学校の教育相談機能の充実に努めます。

(5) 学校・家庭・地域の連携・協働の取組の充実

「地域と共にある学校づくり」を教育活動の基盤に置き、地域の人々による学校運営への参画・協働を推進します。また、児童生徒のボランティア活動や地域行事への積極的な参画を推進します。

(6) 関係機関との連携

小・中・高等学校それぞれの生徒指導担当者による校種間の連携、積極的な情報交換を推進します。警察、医療機関やこども家庭相談センター等関係機関との連携強化に努めます。

(7) 児童生徒や家庭への適切な働きかけ

学校が定期的に家庭訪問を実施し、プライバシーに十分配慮した上で家庭内における児童生徒の生活の様子等を確認することは、児童生徒理解の上でも大切です。

児童生徒の状況や保護者の求める支援を的確に把握することにより、適時適切な支援の充実に努めます。不登校児童生徒の保護者へは、保護者同士が互いに情報交換できるネットワークづくりの支援を行います。

(8) 人権教育・道徳教育の推進

学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実に努め、自他の生命を尊重し、人権を大切にしようとする意識や意欲、実践的な行動力を養います。また、いじめを許さない心情や態度の育成につながる道徳の内

容を取り上げた「奈良県読み物資料」の活用を促進します。

(9) 就学前教育の段階からの取組推進

第3 学校が実施する取組

学校が実施する取組については、以下を基本に、学校・家庭・地域の実情に応じて行います。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国及び県の基本方針等を参酌し、学校としてのいじめ防止等のための方向性や取組について、「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じ、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

2 学校におけるいじめの防止等のための取組に係る評価

学校は、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。評価項目には、アンケート、個人面談、校内研修等の実施などの達成状況も盛り込むよう努めます。

各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図り、~~そして、これまでの取組を振り返り、P D C Aサイクルにより、更に実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて基本方針の見直し等を行っています。また、見直した内容等は公表することとしています。~~

~~2-3~~ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化

各学校は、いじめの防止等の措置を実効的かつ組織的に行うため、学校の設置者と適切に連携の上、その中核となる常設の学校いじめ対策組織を置いています。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家が参加しながら対応します。

~~いじめに関するアンケートの見直しや、教育相談体制が組織的に運営されているか~~いじめ防止等に関する事項を常に点検することにより、~~組織の機能強化を図ります。~~

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担っています。具体的は、次に掲げる役割が挙げられます。

- 未然防止
 - ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- 早期発見・事案対処
 - ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

➔ 4 学校におけるいじめの防止等に関する措置

（１）いじめの防止等のための年間指導計画の作成

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、年度当初にいじめの防止等に関わる年間指導計画を作成します。

年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態や学校行事等との関連を十分に考慮するとともに、保護者や関係機関との連携等に留意します。

なお、年間指導計画についても常に点検し、必要に応じて見直しを行います。

(2) いじめの防止

児童生徒一人一人に応じた成果を発揮できる場を設定し、努力したことを認め合い、互いに尊重する集団づくりに取り組みます。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうることから、いじめを許容しない雰囲気醸成されるように努めます。

そして、家庭や地域等と連携し、共通理解の下、子どもに関わる体制を構築します。

- 教職員が真摯に子どもと向き合うことができる体制の構築
 - ・ 教職員の指導力向上
 - ・ 教職員が一致協力した校内指導体制の確立
 - ・ 教職員が互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気の構築
 - ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- 子どもの人権意識の高揚と豊かな心の育成
- 子どもの道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進
- 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進
 - ・ 授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
 - ・ 主体的な学びだけではなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブラーニングの実践（児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等）
- 情報教育の充実
 - ・ 情報モラル教育の推進
 - ・ 家庭内でのモラル教育やルールづくり等の啓発
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・ 保護者への啓発、いじめ問題への取組状況を家庭や地域、関係機関等に情報提供
- 学校として特に配慮が必要な児童生徒
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等
 - ・ 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒
 - ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(3) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくく、気付きにくい形で行われることが多いです。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、また、どんな小さいいじめも見逃さないという姿勢で、早い段階から適切に関わり、積極的に認知することが必要です。

○ 情報の収集

- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問の実施
- ・ 「いじめのサイン発見シート」の保護者への配布
- ・ 校内巡回等きめ細やかな行動観察

○ 教育相談体制の充実

- ・ いじめ等の相談窓口の設置及び校外のいじめ等の相談窓口の周知
- ・ 弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、校内外の専門家の活用

○ 「個人別生活カード」等の活用による情報収集及び教職員間の連携と全職員による情報共有

(4) 事案対処 ~~早期対応~~・再発防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒をいじめから徹底して守るとともに、ケア等の必要な支援を行います。また、加害児童生徒に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを展開することが必要です。対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むものとします。

なお、特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告しないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得ることになります。

○ 正確な情報の把握と職員間の共通理解

○ 指導方針の決定と教職員の役割分担

○ 「個人別生活カード」等による記録とその活用

○ 事象の内容等について設置者へ報告

○ 被害・加害児童生徒及び周囲の児童生徒それぞれへの継続的な指導と支援

○ 転学する場合、その支援と転学先と連携したケアの継続

第4 家庭における取組

いじめの防止等に関する保護者の取組等

1 家庭における教育

家庭は、子どもが「自分はかけがえのない存在である」と感じられる、すこやかな「育ち」の基盤です。家庭で健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深め、いのちの尊さを実感させて子どもの自尊感情を育むことが重要です。また、家庭の温かい雰囲気により、子どもの心は安定し、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことができます。

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養うなど必要なしつけに努めるものとします。また、子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や相談機関等との連携に努めるものとします。

2 学校等によるいじめの防止等のための措置への協力

保護者は、学校が講ずるいじめの防止等の措置に協力するよう努めるものとします。

また、大人がその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して「いのちの教育」を推進します。

3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携

保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には積極的に学校や関係機関等と連携をとるよう努めるものとします。

第5 地域や関係機関等における取組

本県の子どもは、通塾率が高く、一方で地域行事等への参加率が低い傾向にあります。

地域や関係機関等との関わりの中で、子どもたちが公共心や規範意識、コミュニケーション力を育成できる取組を推進する必要があります。そのため、県及び県教育委員会が作成する文書に基づき、各学校は地域や関係機関等に対し、以下の取組を依頼するものとします。

1 地域における取組

- 地域としての日常的ないじめ防止等の推進
 - ・ 見守り等の活動
 - ・ いじめが疑われる行為に対しては、~~声をかけたり、学校へ連絡する。~~
声かけや学校への連絡

2 関係機関等における取組

- 子どもの健全な成長を願う関係機関等や団体等におけるいじめ防止等の取組の推進

関係機関等や団体等の例

自治会、こども会、老人会、PTA

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学習塾等

第6 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応します。

<重大事態への対処> 「いじめ防止対策推進法」より

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

<総合教育会議> 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」より

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(一略)

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(2、3略)

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(5略)

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童生徒が自死あるいは自殺を企図した場合

- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・ 児童生徒や保護者から、~~いじめられて重大事態に至った~~ **いじめにより重大な被害が生じた**という申し立てがあった場合

1 基本的な取組

公立学校において重大事態が発生した場合は、教育委員会は迅速に状況等を把握し、教育委員への報告を行うとともに、対処や方針等を決定する際は教育委員会を招集~~する~~ **します**。また、必要に応じて、当該重大事態への対処につき教育振興課との間で協議し、調整を図~~る~~ **ります**。教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第4項に基づき、必要に応じ知事に対して総合教育会議の招集を求めることができ~~る~~ **ます**。

私立学校において重大事態が発生した場合は、教育振興課は速やかに状況等を把握し、知事に報告した上で公立学校の場合に準じて対処~~する~~ **します**。

※ 重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会等の会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要であ~~る~~ **す**。

2 学校又は学校の設置者（教育委員会及び学校法人）による調査

（1）重大事態の発生と調査

ア 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生~~の~~ **を報告を行う** **します**。
 - ・ 県立学校 → 県教育委員会 → 知事
 - ・ 私立学校 → 学校法人 → 知事
 - ・ 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 市町村長

イ 調査の主体

- 教育委員会（私立学校にあっては学校法人）は、学校からの報告を受けた際、学校又は教育委員会（私立学校にあっては学校又は学校法人）のうち、いずれをその事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断~~する~~ します。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会（私立学校にあっては学校法人）は、内容・方法・時期など必要な指導や人的措置等の適切な支援を行~~う~~ います。
- 教育委員会（私立学校にあっては学校法人）が主体となって調査を行う場合は、次のとおりである~~す~~。
 - ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

ウ 調査を行う組織

- 学校の調査組織、又は教育委員会や学校法人が設置した調査組織等において調査を行~~う~~ います。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保~~する~~ します。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・ いつ頃から
 - ・ 誰から行われ
 - ・ どのような様態であったか
 - ・ いじめを生んだ背景事情
 - ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・ 学校、教職員、保護者がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確に~~する~~ します。
 - ※ 調査の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査~~する~~ します。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮~~する~~ しなければなりません。
 - ※ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である~~す~~。

※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。

※ 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行います。

(2) 調査結果の報告及び提供

ア 調査結果の速やかな報告

○ 調査結果の報告先

- ・ 県立学校 → 県教育委員会 → 知事
- ・ 私立学校 → 学校法人 → 知事
- ・ 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 市町村長

イ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供

- 学校又は学校の設置者（教育委員会及び学校法人）は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明するしなければなりません。

※ 情報提供の際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮するしなければなりません。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならないりません。

(3) 調査結果を踏まえた対応

ア 加害児童生徒に対する指導

- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにします。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う必要があります。

イ 調査結果を踏まえた再発防止

- 学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職

員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努めます。

3 調査結果の報告を受けた知事等による再調査及び措置

(1) 調査

- 重大事態の報告を受けた知事または市町村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる ~~ま~~ ~~す~~。
- 再調査を行う機関は、公平性・中立性を確保するため、事前に職能団体や大学、学会等からの推薦等により委嘱された弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成 ~~す~~ ~~る~~ ~~し~~ ~~ま~~ ~~す~~。
- 再調査を行う際には、当該調査の公平性や中立性を図るため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）を、事案に応じて上記の専門家等から選任 ~~す~~ ~~る~~ ~~し~~ ~~ま~~ ~~す~~。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明 ~~す~~ ~~る~~ ~~し~~ ~~ま~~ ~~す~~。

(2) 調査の結果を踏まえた措置等

- 県立学校について再調査を行ったとき、その結果を議会に報告 ~~す~~ ~~る~~ ~~し~~ ~~ま~~ ~~す~~。
- 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講 ~~ず~~ ~~る~~ ~~し~~ ~~ま~~ ~~す~~。

第7 その他

奈良県いじめ防止基本方針は、国の動向や県の実情に合わせて、必要な見直し等を行うものとします。

別添

本県のいじめ対策の取組といじめに関する状況について

これまで本県が取り組んできた、いじめ対策の取組といじめに関する状況についてまとめました。

奈良県教育振興大綱の重要業績評価指標や、大綱の重要業績評価指標及びアクションプランに掲げられた取組の状況をもとに、平成〇〇年度から平成〇〇年度のいじめ対策の取組について分析した結果は、以下のとおりです。

※ 1 1 月に案を示す予定